

## かすみがうら市消費生活センター

## くらしのほっと通信

個人×事業者  
のトラブルは、どんな  
ことでも  
消費生活センターへ！



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。

また、市民の皆様からの情報提供もお願いしています。

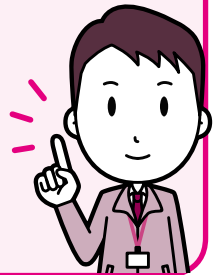
## 9月「高齢者被害防止・振り込め詐欺防止月間」です！ こんな相談がありました（消費生活センター 高齢者の方からの相談事例より）

- 健康食品の広告を見て、お試し価格 500 円なので申し込んだら、翌月も同じ商品が送られて来た。定期購入コースの申し込みになっていて、止めようとしたら高額な違約金の請求があった。
- 防犯を標榜している業者がいきなり訪問してきて、玄関の鍵の交換を勧められた。鍵だけでなく水回りも見てくれたので、業者の言いなりに高額な契約をした。
- 郵便配達員のすぐ後から来た男に「表札がない、これに書いて貼るように」と言われ現金 2,900 円を支払った。

高齢者被害防止！  
振り込め詐欺防止！

## 一言アドバイス

- 一見安価で試めせると思わせる手口で、健康食品に限らず養毛剤や美容液等、多種多様な商品で使われています。細かい表示もよく読み、わからないことは事業者に問い合わせしてから契約しましょう。
- 築年数を重ねた住宅は、何かと修理等の必要が出てきます。業者の言いなりにならず本当に必要な契約か、すぐには契約せずに他の業者の意見を聞きましょう。
- 訪問販売に当たりますが、3 千円以下の現金払いなので法的規制がなくクーリング・オフの対象にはなりません。



## 消費者ほっとライン188のご案内

「センターに連絡したいが、今日は休みだ」、そのような時は **188** へ、開所しているセンターにつながります。それ以外は下記にご連絡ください。

## かすみがうら市消費生活相談のご案内

## 消費生活センター

- 所在地**
- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内（大和田 562）
  - 出張相談所 勤労青少年ホーム内（稲吉 2-6-25）
- 相談日**
- 本所相談日 月・火・木・金
  - 出張相談日 水・木・金（不在の場合もあります）  
（祝日・年末年始を除く）

**相談時間** 午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

**電話** 0299-59-2111・029-897-1111（どちらでも可）  
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

## 消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。（年末年始を除く）

# “迷惑メール”に誘導されてトラブルに!?

消費生活センター等には携帯電話やパソコン等に届く電子メールやSMS(ショートメッセージサービス)等のうち、いわゆる“迷惑メール”に関連した相談が増加しています。

60歳以上の方の被害が増えていますので、請求を受けても支払わないで警察や消費生活センターにご相談ください。

## 心当たりのないメール・SMSには反応しないで!!

\*心当たりのない不審なメール・SMSが届いたら、

開かずに削除することが前提となりますが、以下の点についても注意しましょう。

### アドバイス

#### 1. 心当たりのない不審なメール・SMSが届いても、反応しないようにしましょう

- ・メール・SMSに記載されている連絡先へは決して連絡しないようにしましょう。
- ・実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合には、事業者のホームページや問い合わせでメール等を送っているか確認しましょう。



#### 2. 迷惑メールに関するトラブルを防止するための対策をしましょう。

- ・OSやセキュリティソフト等を最新の状態に更新しましょう。
- ・携帯電話、プロバイダー、セキュリティソフト等の迷惑メールの対策サービスを確認し活用しましょう。
- ・メールアドレス、携帯電話の電話番号等の変更も検討しましょう。

## 60歳以上の方にトラブル増の傾向が!!

迷惑メール関連の2017年度5月末までの相談件数のうち  
60歳以上の契約当事者(迷惑メールが届いた人)は  
全体に占める割合の40パーセントを超えています。



### \*迷惑メールの受信に関するトラブル

1. 別の目的でメールアドレス等の情報をサイトに入れたら、迷惑メールが届くようになった。
2. 迷惑メールの止め方がわからない。

### \*迷惑メールがきっかけとなったトラブル

1. 実在する事業者をかたり、有料サイト等の未納料金を請求された。
2. お金がもらえるというメールが来たが、手続き費用を払ってもお金が受け取れない。
3. 間違いメールを装ったメールに返信したら、出会い系サイトに誘導された。
4. フィッシング(実在の事業者を装い、メール内に記載したURLから偽サイトへ誘導し個人情報を搾取するなどの手口)と思われるメールで誘導され、個人情報を入力してしまった。

### ●他にもこんな相談が・・・

不用品があれば買い取るという電話で業者の訪問を受け、靴や洋服はタダ同然の値段をつけられ、更に貴金属はないのかと聞かれ、指輪などを安く買い取られてしまった。  
取り戻したいが、連絡先がわからない。